

坊令の成立

古* 内 絵里子

はじめに

坊令とは、日本古代において京職に属し京域内の行政を担当した下級官人である。四坊ごとに一人置かれ、戸口の檢校、鈔非の督察、賦徭の催驅を掌ることが令に規定されている⁽¹⁾。その一方で、坊令の職掌や任用が職員令や選叙令ではなく、戸令に規定されているため坊令の地位は不明瞭である⁽²⁾。

だが、『続日本紀』神龜三年（七二六）九月丁丑（二日）条に「令_二京官史生及坊令_一、始着_三朝服_一把笏」とあり、神龜三年まで坊令は朝服と把笏を許されなかったこと、また、延暦十七年（七九八）の坊令に対する一連の政策により、坊令が職事官となり職分田を与えられ、かつ選叙も長上官扱いとなったことから、延暦十七年以前の坊令は職事官でなく雑任であったと考えられる。また、令集解の諸説の多くが雑任と位置づけられている⁽⁴⁾こともこれを裏付けよう。よって、坊令の初期形態は、雑任の番上官であり、選叙や考課、給与はこの身分に准じた扱いであったと推察される。

そして、その任用は正八位上から少初位下の位階をもつ者、かつ該当の坊またはその隣坊に本貫がある在地の者⁽⁵⁾、そして、明廉強直で職務に堪えられる者という三つの条件を備えた者の中から選ばれた⁽⁶⁾。しかし、天平五年（七三三）の「右京計帳」⁽⁷⁾に見える右京八条の坊令「上村主石弓」は従七位であり戸令の規定とは異なっている。このように、律令施行の初期段階から条文と実態は異なっていた。

また、坊令は日本独自の官だが、その成立時期や創出要因についての研究は、現在まで全く行われていない⁽⁸⁾。だが、坊令の成立を研究することは、行政組織「京」の形成時期を知る一つの大きな手がかりとなるはずであり、ひいては、「京」の特質を解明することにつながる。

そこで、本稿では、成立初期、すなわち延暦十七年以前の坊令の実態を解明し、坊令の成立時期と要因を明らかにする。

第一章 奈良時代の坊令の実態

坊令の職掌は、『養老令』戸令3置坊長条に「凡京、每_レ坊置_三長一人_一、四坊置_三令一人_一。〔掌、檢_二校戸口_一、督_二察鈔非_一、催_二驅賦役_一〕と規定されている。しかし、これは坊長と同一の職掌であり、具体的にどのような職務を行っていたのかは明らかではない。そこで、まず戸令に規定されている「檢校戸口」「督察鈔非」「催驅賦徭」の職掌ごとに実態を検討する。加えて、戸令の規定以外の活動も考察し、令制初期の坊令の実態を解明する。

(一) 檢校戸口

まず、「檢校戸口」とは、部内の戸口を把握することであり、右京三条三坊と右京八条一坊の手実の残巻から成る「右京計帳」が実例としてある。右京三条三坊の手実には坊令の署名が六例あり、文進者がすべて記したもの（B2断簡）、年月日を含めて「坊令大初位下尾張連牛養」とおそらく坊令自身が自署したとみられるもの（C・E1断簡）、手実の筆者がすべて書いたのかもしれないが坊令が名前だけ後に自署したのではないかと疑われるもの（A・B1断簡）などが確認される。一方、右京八条一坊の手実には署名が一例のみあり、坊令が「石弓」と自署だけして、他は文進者の八多朝臣牛養が本文とともに書いたと推察される（F2断簡）⁽⁹⁾。

このことから、提出された各手実について、坊令がその署名の部分や全体的な修正を加えた⁽¹⁰⁾と考えられ、坊令は計帳の作成に関わっていたといえる。また、この計帳の実例の検討から、部内の戸籍も同様に坊令が作成に関わっていたと推察される。

その他にも坊令の部内の戸口の檢校と関連すると思われる史料がある。

①・右京七条二坊戸主勲十二等台忌寸千嶋之戸口千人 年十六 (城24―6)

〔キーワード〕 坊令／京職／京／右京計帳／律令

*平成年三二度生 比較社会文化学専攻

・右人所盜依豎子放依状注坊令等宣令知 八年十月廿九日

330.35.6 011

まず、①は右京七条二坊戸主台千嶋の戸口である台千人が盗みによって豎子を追放されたことを状に記し坊令に知らせるという内容の木簡である。伝達先の「坊令」は表面に「右京七条」とあることから右京七条令と考えられる。つまり、坊令は部内の戸口の追放の報告状を受けていた。また、①は平城京二条大路の東西溝から出土しており、記載される「八年」とは伴出した木簡の年紀から天平八年（七三六）と解される。当時の京職大夫は藤原麻呂であり、その邸宅は二条大路に面する左京二条二坊五坪と想定されることから、京職が千人を追放する旨の状を坊令に送ったと推察される。このように、坊令に追放の旨を伝えたのは、坊令が常に部内の戸口を把握する義務を負っていたからだろう。

②「大原真人櫛上奴婢売買券」^①

一條令解 申売買奴婢立券事

婢黒女年參拾參歳

婢積女年捌歳

婢真積女歳伍歳

奴積麻呂歳肆歳

部内三坊戸主正七位下大原真人今城戸口大原真人櫛上之奴婢

右、得^二櫛上申状^二云、上件奴婢、以^二錢貳拾貫^一充^二価値^一、売^二遷東大寺^一已訖。望請、依^レ式欲^二立券^一者。令問^二虚実^一、方知^二実状^一、仍勒^二証人並^三綱名^一、申送如^レ件、謹以解。

天平二十年十月廿一日賤主大原真人櫛上

証兵部省少丞正七位下大原真人今城

②は、一条三坊を本貫とする大原真人が奴婢の売買を一条令に申請し、坊令が虚実を調査した上で京職に提出する解を作成した奴婢売買券である。これは、本貫地の坊令に申請されたものである。このように、坊令は部内の奴婢を含めた戸口を把握していた。したがって、坊令は何らかの台帳を有していたと推察される。

ところが、現存唯一の「京」の計帳である「右京計帳」は、戸主が提出した手実をそのまま張り合わせ右京職に提出している。また、戸令19造戸籍条でも行政体系上四坊に対応する郡が戸籍の案を保有することを規定していない。

しかし、同条の集解所引古記に「問、国郡亦注^二帳籍^一、未^レ知。於^レ郡在^レ籍文不^レ見、

若為。答、必有^二籍帳之案^一。雖^レ不^レ載^レ文、必有^二献案^一。更不^レ合^レ疑」とあることから、少なくとも古記が成立した天平十年（七三八）ごろには郡は戸籍の案を保管していた。このことから、郡に対応する四坊の管理者である坊令も天平段階には戸籍の案を保有していたと推察される。また、②のような部内の奴婢の移動を計帳もしくは戸籍の案に追記したと考えられることから、坊令が計帳もしくは戸籍の案を保有していたと想定できる。したがって、坊令は常に部内の戸口を把握していた。

（二）督察奸非

次に、「督察奸非」とは、調べて取り締まるという意であり、坊令は治安維持を掌っていた。しかし、長谷山彰氏は、唐の県令及び日本の郡司が独自の裁判権をもつのに対して、坊令には独立した裁判機能が付与されていないこと、また『通典』卷三食貨三郷党の中の坊正の職掌が「坊門管鑰、督察奸非」とあり治安維持を専らにするのに対して、坊令の職掌には「坊門管鑰」が除かれていることから、坊令の職掌は治安維持の機能が軽視されて民政に偏っていたと指摘する。

だが、「養老律」には、坊令の部内における治安維持と追捕に関する規定がみえる。

③『養老律』賊盜律15 造畜条

凡造^二畜蠱毒^一、及教令者絞。造畜者同居家口、雖^レ不^レ知^レ情者、遠流。若里長、

（坊令・坊長亦同。）知而不^レ糾者、徒三年。（後略）

④『養老律』賊盜律54 部内条

凡部内有^二一人為^レ盜、及容^二止盜者^一、里長答卅。（坊令・坊長亦同。）三人加^二一等^一。郡内一人、答廿、四人加^二二等^一。（後略）

まず、③は、部内で蠱毒を合成・所有し、また勧め唆していることを知っていながら、糾さない場合は、坊令を徒三年とするという規定であり、④は、部内で盗みが生じた

⑤『類聚三代格』養老六年七月十日太政官謹奏

垂^レ化設^レ教資^二章程^一以方通。導^レ俗訓^レ人違^二彝典^一而即妨。比来在京僧尼不^レ練^二戒律^一、淺識輕智巧說^二罪福之因果^一、門底塵頭詭誘^二都裏之衆庶^一。内讀^二聖教^一外虧^二皇猷^一。遂令^二二人之妻子^一動有^二事故^一。自剃^二頭髮^一輒離^二室家^一。無^レ懲^二綱紀^一不^レ顧^二親夫^一。或於^二路衢^一負^レ經捧^レ鉢。在^二於坊邑^一害^レ身燒^レ指。聚宿為^レ常妖詭成^レ群。初似^レ修^レ道終為^二奸乱^一。永言^二其弊^一特須^二禁制^一。望請、京城及諸国分遣^二判官一人^一。監^二當其事^一嚴加^二捉搦^一。若有^二此色^一者、所由官司即解^二見任^一。其僧尼一同下詐稱^二聖道^一妖^中惑百姓上依^レ律科^レ罪。其犯

者即決三百杖。勒還郷族。主人隣保及坊令里長並決杖八十一。不_レ得_二官當_一。量_レ狀如_レ前狀聽_二天裁_一。謹以申聞謹奏。奉_レ勅。依_レ奏。

養老六年七月十日

また、⑤は、僧尼令に反する布教を禁断するが、その違反者が部内で出た場合は坊令を杖八十に処すというものである。これら史料から、部内の犯罪に対して坊令は重い責任を有しており、治安維持を行う義務を持っていた。

⑥ 『養老律』鬪訟律59 被害家告主司条

〔凡〕強盜及殺人賊発。被害之家及同伍。即告_二其主司_一。主司、謂坊長・坊令・里長等。若家人同伍单弱。比伍為_レ告而不_レ告。一日杖六十。主司不_二即言上_一。一日杖八十。三日杖一百。官司不_二即檢校捕逐_一。及有_レ所推避。一日徒一年。窃盜、各減_二二等_一。

また、⑥では部内で強盜や殺人傷害が起こった場合、坊令が主司として通報を受け、関係官司に通報し、追捕にむかうと規定されている。したがって、「督察奸非」という職掌には、追捕の任も含まれていた。

以上の史料から、坊令は部内での治安維持に対し責任があり、必要に応じて追捕も行っていたことが認められる。したがって、成立当初は必ずしも民政に重点を置いた官ではなかった。

(三) 催駈賦徭

そして、「催駈賦徭」とは、京戸は庸（歳役）が課されないため、主に調・義倉・雑徭を徴収することである。

「右京計帳」には、各戸末尾に別筆あるいは朱書で「輪調錢」、「依身役申錢不輪」、「役身申」、「正丁一／少丁四」二百四十、「正丁一 百廿」などの書き込みがある。「輪調錢」は調錢を納入した旨、その他は雑徭を銭納（一人一日二文）した旨の記載であり、これら税の徴収を坊令が確認していたと考えられる。このことから、坊令は部内の税の徴収に関わっていたことがわかる。

また、坊令の雑徭徴発に関わる史料としては、⑦と⑧がある。

⑦ 『養老令』營繕令9 須女功条

凡在京營造、雜作物、應_レ須_二女功者_一、皆令_二本司造_一。若作多、及軍事所_レ用、量_レ謂不_レ濟者、申_二太政官_一、役_二京内婦女_一。

⑧ 『養老令』營繕令11 京内大橋条

凡京内大橋、及宮城門前橋者、並木工寮修營。自余、役_二京内人夫_一。

⑧は雑徭ではないが、「京内婦女」を女功とした戸は免雑徭となることから雑徭に準じた労役であった。^⑦⑦は京内の橋の修理に京戸雑徭を充てるという条文である。また、『類聚三代格』天長九年（八三三）十一月二十九日太政官符に「自_レ爾爾來。奔波勤_レ事不_レ違_二寧處_一。雖_レ然所_レ管條中怠慢難_レ絶。何者有勢之家不_レ遵_二催課_一。無主之地經_レ年不_レ掃。巡檢之責靡_二月不_レ臻。方今進_レ台過狀三度已滿。罪非_二自犯_一。受_二罰市獄_一。今令等或称_レ病不_レ上。或遁去未_レ歸。因_レ茲京坊逾蕪。道橋不_レ修」とあることから、坊令は京内の橋・路の修理と密接に関わっていたことがわかる。このことから、京戸雑徭を坊令が徴発していたとみられる。同様に、⑧の京戸の女功も坊令が徴発していたと推察される。

以上の検討結果に加え、課役の徴収には、当然戸口の把握が必要となることから、計帳などを最終的にまとめた坊令が行っていたと考えられる。したがって、「檢校戸口」と「催駈賦徭」は表裏一体の職掌であったといえよう。

(四) その他

さらに、戸令規定外の坊令の活動も史料から窺える。その一つが、部内の土地の把握である。土地売買の券文は、諸国では郷長や郡司によって作成されるのを常としたが、京内ではそれらと対応して、坊令がその任に当たっていた。^⑧京の土地売買の券文の一番古いものは、延暦七年（七八八）の「六条令解」であるが、天平二十年（七四八）に類似した形式の奴婢売買券文を作成していることから、奈良時代にも同様に土地の売買券文を作成していたと考えられる。さらに、『朝野群載』卷二十一雜文上紛失状^⑨では、土地の公験の再作成も坊令が行っていたことが確認できる。したがって、坊令は部内の戸口だけでなく土地の把握も常に行っていた。

⑨・左京五条進槐花一斗八升 坊監中臣君足 功別五
〔拾力〕 〔城22—37〕

・天平八年六月十四日坊令大初位下刑部舍人造園麻呂

262.31.3 011

また、坊令は京職の物資の調達にも関わっていた。右に挙げた⑨は、槐の花を坊監中臣君足の監督のもとで五人の小人に駄賃を与えて集めさせ左京五条の坊令刑部舍人造園麻呂が進上した旨を記した木簡である。

⑩・右京三条進礫六斛 乗車式両 一札比古
物部連加保 〔城22—43〕

・ 天平八年十月廿三日坊令文伊美吉牟良自

360.48.4 011

これと類似したものとして⑩がある。⑩は、坊令が土木工用の礫を進上したことを記したものである。これら木簡は平城京の二条大路から出土しており、物資は京職に運ばれたと考えられる。かつ、二条大路からは鼠や白土などが京職から進上されていたことを示す木簡が出土している。槐花の進上方式と木簡の記載のあり方を参考にすると、鼠等に関しても、各条の負担、坊令等による責任で功銭支払いによる労役で調達されたという可能性を示唆し、鼠等の調達が坊令、各条などに委ねられ、それらを集めて京職が進上する形で進上木簡を作成したと想定できる。つまり、坊令は担当の条ごとに京職に関わる様々な物資を調達し、京職に進上していた。

⑪ 「左京職符」

職符 東市司

琉璃玉四口〈侄二寸 若無者壺一十許口〉

右、平三章其價、便付遣使坊令御母石勝、進三奏舍人親王葬装束所、符到奉行。

大進大津連船人

大属四比元孫

十一月廿日

⑪は、左京職が琉璃玉の価格調査を東市司にさせ、坊令御母石勝に舍人親王葬装束へ価格の報告をさせに行くという内容である。坊令御母石勝が舍人親王葬装束に報告に行っていること、舍人親王邸は左京三条三ノ六坪と想定されること、⑨・⑩にみえるように管轄部内のごとは、そこを管理する坊令が行っていたと考えられることから、石勝は左京三条令と推測される。

また、宝亀年間のものと考えられる「家屋資財請返解案」²⁵は、官人「ム甲」が父の死後、宅地が父の妹三人に奪われたことを訴えるというもので、京職が条令を使に出していることが記されている。この条令（坊令）は本文中に「左京七條一坊」とあることから、左京七条令と推察される。以上、⑪と「家屋資財請返解案」から、京職が坊令を使とする場合もその部内を管理する坊令を任じていたと考えられる。

したがって、坊令は、京職の物資調達や使としても働いており、その際は当該部内の坊令が行っていたことが明らかとなった。

以上から、坊令は実際に戸令の規定どおり常に部内の戸口の把握、治安維持、課役

の徴発を行っていた。加えて、坊令は、京職の物資の調達・使としても働いており、その際は担当部内の坊令が任じられた。つまり、坊令とは四坊（条）の行政・治安を管理・統括する京職の役人であった。

第二章 坊令の成立

では、このように複数の坊を管理する役人である坊令はいつ成立したのだろうか。文献史料では、『日本書紀』（以下、『書紀』）大化二年（六四六）正月甲子朔条（改新詔条）²⁶が坊令の初出史料である。しかし、この記事は大化年間に条坊をとまなう都があったと考えられないことから、信憑性に疑問がある。したがって、確実に遡れる史料は古記に「坊令」の語が確認できることから『大宝令』までである。²⁷

その上、坊令とは複数の坊の行政と治安を管理する京職の役人であり、京職という組織の確立と坊制の成立がなければ、坊令が存在していたとは考えられない。そこで、本章では、京職と坊制の成立時期を考察し、坊令の成立時期と要因を解明する。

（一）坊令の成立時期

まず、京職は『書紀』天武十四年（六八五）三月辛酉（十六日）条に「京職大夫直大参巨勢朝臣辛檀努卒」とあり、『続日本紀』養老元年（七一七）正月己未（十八日）条にも「中納言従三位巨勢朝臣麻呂薨。（中略）飛鳥朝京職直大参志丹之子也」とみえることから、大宝令制定の十五年前の天武十四年には設置されていたことは疑いない。また、十四年三月条は卒伝であることから、それ以前に京職という組織は確立していた。

また、「職」という語は、浄御原令制下のものである可能性が高く、同令は天武十年二月に編纂が始まっている。かつ、評の下り里制は、天武十年から十二年までの間に浄御原令の部分的先行施行として始まっていることから、「京職」も同様の例と考えられる。²⁸

また、『書紀』では天武十二年から「新城」に代わって、「京師」という語が出てくる。この「新城」から「京師」に切り替わった天武十二年ごろに「京職」というシステムが導入されたと推察される。したがって、天武十二年前後には行政領域「京」が確立したと考えられる。

加えて、「京」の特殊性としては、在地首長層、すなわち郡司が行政に関わらず、代わりに郡司に対応する官として坊令が置かれていることが挙げられる。また、基礎

行政単位も五十戸一里制（人数）ではなく、坊（土地）である。そして、前章で検討したように坊令は四坊（条）の行政と治安を管理する官であった。すなわち、坊とその坊を本貫とする人間がいて初めて坊令という行政管理官が必要となる。

藤原京は大宝令施行以前からすでに都として機能しており、当然坊も存在していた。『続日本紀』文武三年（六九九）正月壬午（二十六日）条には「京職言、林坊新羅子牟久賣、一産二男二女。賜三純五疋・綿五屯・布十端・稻五百束・乳母一人」とある。これは大宝令制定前であるが、林坊の戸口の把握していなければ京職はこのような報告はできない。しかし、京職が直接坊を把握していたとは思われないことから、大宝令施行以前も坊令が戸口の管理を掌り、戸籍などの管理を行っていたと考えられる。また、持統八年（六九四）の藤原京遷都の三年前には宅地班給が行なわれていた。つまり、持統五年時点で坊は確実に存在していた。したがって、この時点で坊の管理が必要であり、坊令による四坊の管理がこの段階にすでに始まっていたと推察される。

以上から、坊令は天武十二年から持統五年までの間に置かれた可能性が高い。次に、『書紀』の改新詔条と『養老令』戸令の坊令規定をみてみる。

(1) 『日本書紀』大化二年正月甲子朔条

凡京每レ坊置二長一人、四坊置二令一人。掌下按二檢戸口、督中察奸非上。其坊令取下坊内明廉強直堪三時務一者上充。

(2) 『養老令』戸令3 置坊長条

凡京、每レ坊置二長一人、四坊置二令一人。掌、檢二校戸口、督二察奸非、催二賦賦役一。

(3) 『養老令』戸令4 取坊令条

凡坊令、取下正八位以下、明廉強直、堪三時務一者上充。（中略）里長坊長、並取白丁清正、強幹者充。若当里当坊無レ人、聽於比里比坊簡用。

改新詔条は、戸令3条と4条の二つを合わせ一条とするが、字句に違いがあり、前者では「坊内」、後者では「正八位以下」から坊令を任用するとある。

市川理恵氏は、改新詔条に「坊内」の語がみえることから、大宝戸令取坊令条に、「坊内」の語が存在した可能性があると指摘する。

しかし、『令集解』戸令4取坊令条所引の跡記には「八位以下、謂至二七位一者令レ替（古記同也）」とあり、同条所引古記にも「古記云、問、八位以下情願者聽、有レ限不答、内八位以下聽也」とあることから、『大宝令』では「正八位以下」と規定されて

いたと想定できる。また、改新詔条の郡の等級規定も養老令との違いがみられるが、出土土簡に見える評の規模の検討から改新詔条の郡等級は孝徳朝以降の評の規模の実態を反映させたものと考えられる。このことから、改新詔条が単純に大宝令を潤色したものとはいえない。

したがって、「坊内」という語も同様に大宝令施行以前の坊令の任用規定を反映したものと考えられる。以上から、少なくとも大宝令制定以前の七世紀後半に坊令が成立したことは間違いない。

(二) 坊令の成立要因

坊令は日本古代に置かれた独自の官であるが、坊令の職掌は、『通典』卷三 食貨 郷党

大唐令、諸戸以三百戸一為レ里、五里為レ郷、四家為レ隣、五家為レ保。每レ里置二正一人。若山谷阻險、地遠人稀之處、聽三隨レ便量置一。掌按二比戸口、課二植

農桑一、檢二察非違一、催二賦賦役一。在二邑居一者為レ坊。別置二正一人。掌二坊門管鑰、督二察奸非一、並免二其課役一。在二田野者為レ村、別置二村正一人、其村滿二百家、增置二一人、掌同二坊正一。（後略）

右の①・②・③部分から里正の「按比戸口」「催賦役」と坊正の「督察奸非」という職掌を継受している。なお、「課植農桑」が坊令の職掌から削除されたのは、京内に口分田がないためであり、「坊門管鑰」がないのも日本の都城の坊に坊牆を設けなかったためである。

また、『天聖令』賦役令不行唐15諸色職掌人免課役条、『同』雜令不行唐15番官雜任条には、「兩京坊正」という語がみえ、諸色職掌人免課役条では兩京の坊正のみが課役を免じられたことが、番官雜任条では兩京の坊正は番官・雜任であったことが確認される。兩条文をみると、兩京の坊正は州京城の坊正とは区別されており、里正と同じ待遇であった。このように唐の都である長安城・洛陽城の坊正の特別な処遇は日本の坊令の成立に影響を与えたと考えられる。つまり、坊令自体は日本独自の官だが、中国の影響を多分に受けて成立した。

坊正と里正の体系制度は、『旧唐書』食貨志に「武徳七年始定三律令一、（中略）百戸為レ里、五里為レ郷、四家為レ隣、五家為レ保、在二邑居一者為レ坊、在二田野一者為レ村」とあることから、武徳七年令（六二四年）までは確実に遡る。また、開元七年令（七一九年）から編纂された『大唐六典』戸部郎中員外郎条に「百戸為レ里、五里為レ郷、兩京城及州郡郭内為レ坊、郊外為レ村、里及村坊、皆有レ正、以司二督察一、（里正兼二課

植農桑、催驅賦役^(一)、開元二十五年令と目される『倭名類聚抄』⁽³⁾ 処居部所引唐令に「兩京城及州郡郭下、坊別置^(二)正一人、掌^(三)坊門管鑰、督^(四)察奸非^(五)也」とみえることから、日本令の模範となったと推定される永徽令（六五二年）にも坊正と里正に関する条文があったと考えられる。

坊令が里という行政領域の管理者としての里正の側面と坊という場の管理者としての坊正の側面双方を受け継いだことは、日本の都城の構造の独自性と大きく関わる。日本では京内を国と同等の独立した行政区画とし、大宝令施行後は左右京職に分け管理した。その際、五十戸という人数でなく坊という土地で京内の人々を管理した。そして、行政上複数の坊をまとめて、その行政や治安を詳細に把握することが必要となった。そのため、坊令は京職の役人であるが、その任用は京内の特定の坊に本貫を持つもの、すなわち、郡司と同じく在地の人間の有位者から取られることとなった。

以上から、坊令は「京」という、「国」とは異なる行政組織を創出したことにより、日本で独自に作り出された官であった。その明確な創出年代は不明だが、天武十二年ごろに「京」が成立したと考えられること、持統五年時点で藤原京の宅地班給が行われており坊の成立が確認されること、改新詔条にみえる坊令の規定が大宝令以前の事態を反映したものであることから、天武十二年から持統五年の間に坊令は成立した。

おわりに

最後にこれまでの議論を総括したい。

奈良時代の坊令は、常に四坊（条）の戸口・土地の把握、治安維持、課役の徴発を行っていた。その一方で、京職の物資の調達・使としても働き、その際は担当部内の坊令が任じられた。このことから、令制初期の坊令は、四坊（条）という領域の行政・治安などを管理・統括し、京職の雑事を行う役人であった。

また、京職が管理する「京」は「国」と異なり、在地首長層を介入させず、里（五十戸）でなく坊（土地）を行政の基礎単位としていたため、坊を複数ごとにまとめ管理・統括する京職の役人が必要となった。そこで、唐の坊正と里正の職掌を継受し、かつ四坊を管理するという日本独自の坊令という官が創出された。

そして、坊令の成立時期は天武十二年ごろに「京」が成立したと考えられること、持統五年時点で藤原京の宅地班給が行われており坊の成立が確認されること、改新詔

条にみえる坊令の規定が大宝令以前の実態を反映したものであることから、天武十二年から持統五年の間に成立したという見解に至った。つまり、「京」という支配組織と行政区画としての坊制という古代日本の都の特質が、坊令を生み出したのである。

注

- (1) 『養老令』戸令3置坊長条。
- (2) 中村順昭「律令郡司の四等官」(『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年、初出一九九八年) 一九七頁。
- (3) 延暦十七年(七九八)四月に坊令の禄を少初位下相当とし、職分田二町が支給された(『類聚三代格』延暦十七年四月五日太政官謹奏、同、同年四月五日太政官奏、『類聚国史』職官十二左右京職、同年四月五日条、『日本後紀』同年四月庚午条。また、同年七月には坊令の考は長上官となった(『弘仁格抄』同年七月二日太政官符)。
- (4) 曾我部静雄「坊令の身分」(『日本歴史』一四四号、一九六〇年)三三〇頁。
- (5) 『類聚三代格』天長二年(八二五)閏七月十日太政官符に「戸令云、坊令取^(一)正八位以下明廉強直堪^(二)時務^(三)者充。若当坊無人、聽^(四)於比坊簡用^(五)者。而延曆年中以降、通^(六)取在京畿内人充用。行来日久」とあり、延暦年間以降当坊・隣坊に坊令になる人間がいな場合は、京・畿内の人間を坊令にしていることから、それ以前は令文が守られ、当坊・隣坊から坊令が任じられたといえる。
- (6) 『養老令』戸令4取坊令条。
- (7) 正集九②―(中間欠)―正集九⑧+正集九⑤―(中間二十七行分欠)―正集九⑥―(中間欠)―正集九④―(中間欠)―正集九③―(中間十一行分欠)―正集九⑩、『大日本古文書』一ノ四八二―四八三―一ノ四九三―四九三―一ノ四八九―一ノ四八九―四九〇―一ノ四八八―四八九―一ノ四八三―四八八―一ノ五〇一、正集九⑦+正集九⑨―(中間欠)―角田文衛氏旧藏断簡―(中間欠)―正集九⑪―(中間欠)―正集九⑫―(中間欠)―正集九⑩、『大日本古文書』一ノ四九〇―四九三―一ノ四九四―四九五―二十四ノ一六―一ノ四九七―五〇〇―一ノ五〇〇―五〇一―一ノ四九五―四九七。
- (8) 先行研究には、坊令の身分に言及したものに、曾我部静雄氏の「坊令の身分」(『日本歴史』一四四号、一九六〇年)、さらに坊令が行政組織としての体系上郡司に対応する官であることを

- 解明した岸俊男氏の「日本における「京」の成立」(『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年、初出一九八二年)などの研究がある。また、唐の県令や日本の郡司が裁判権を保有しているのに対し、坊令が裁判権を持っていないことに言及した長谷山彰氏の「律令制下における京職の裁判権―唐京兆府との比較において―」(『日本古代の法と裁判』創文社、二〇〇四年、初出一九九六年)がある。その他に北村優季氏の「平安京初期の都市政策」(『平安京―その歴史と構造―』吉川弘文館、一九九五年、初出一九九四年)、市川理恵氏の「京職の末端支配とその変遷―「都市民」の成立を中心に―」(『古代日本の京職と京戸』吉川弘文館、二〇〇九年)、吉田敬氏の「東アジアにおける都市造営と平泉の比較研究」(『平泉文化研究年報』第一号、二〇一一年)、坂上康俊氏の「唐代の都市における郷里と坊の関係について」(『東北亜歴史財団編『東北亜歴史財団企画研究51 8世紀東アジアの歴史像』東北亜歴史財団出版部、二〇一二年)などがある。しかし、坊令の成立要因について言及したものは、管見の限りない。
- (9) 岸俊男「右京計帳手実について」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年、初出一九七二年)一九三頁。
- (10) 同前。
- (11) 戸令3条では四坊ごとに坊令を一人置くことと規定するが、『類聚三代格』延暦十七年四月五日太政官奏では、「謹案令条、左右京職毎條置坊令一人」とあること、また天平二十年の「大原真人櫛上奴婢売買券」に「二条令」とあることから、八世紀前半の平城京では条ごとに坊令が一人置かれ、条令とも呼ばれていたと考えられる。
- (12) 沖森卓也・佐藤信編『上代木簡資料集成』(おうふう、一九九四年)一〇一頁。
- (13) ①が出土した平城京二坊二条大路東西溝SD五二〇〇出土の木簡の示す年紀は、天平三年から十一年までで、中でも天平七・八年が特に多い。(渡辺晃宏「平城京跡」(『木簡研究』一二号、一九九〇年)八頁)。
- (14) 『大日本古文書』三ノ二六〇―二七、中村文書。
- (15) 前掲、長谷山彰「律令制下における京職の裁判権―唐京兆府との比較において―」一三七頁。
- (16) 青木和夫「計帳と徭銭」(『続日本紀研究』九号、一九六二年)五八〇―六〇頁。
- (17) 『令集解』管轄令9女功条所引額記「免其戸雜徭也。役馬如折充徭也」。
- (18) 北村優季「京中支配の諸相」(『平安京―その歴史と構造―』吉川弘文館、一九九五年、初出一九八五年)一三五頁。
- (19) 『平安遺文』四号 六條令解。
- (20) 『朝野群載』卷二十一雜文上 紛失状。
- (21) 渡辺晃宏「平城京一三〇〇年『全檢証』―奈良の都を木簡から読みとく―」(柏書房、二〇一〇年)四七―四八頁。
- (22) 森公章「二条大路木簡中の鼠進上木簡寸考」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、

二〇〇〇年、初出一九九九年)三四九頁。

- (23) 正集四④(4)、四⑤(5)、『大日本古文書』一ノ六三二―六三三。
- (24) 最低三坪の占地や出土瓦の供給元などから遷都当時三位以上の者に絞った上での消去法による(渡辺晃宏「平城京の構造」(『平城京の時代』古代の都? 吉川弘文館、二〇一〇年)三三―三四頁)。
- (25) 『大日本古文書』六ノ一八〇―一八二、唐招提寺文書「天之卷第一号文書」。
- (26) 『日本書紀』大化二年(六四六)正月甲子朔条「賀正禮畢、即宣改新之詔曰、(中略)凡京每坊置長一人、四坊置令一人。掌按檢戸口、督察奸非。其坊令取坊内明廉強直堪時務者充」。
- (27) 『令集解』戸令3置坊長条所引古記に「問、令一人職掌注、兼長一人以不。答、長令共按檢也」、同、戸令4取坊令条所引古記に「問、取外位任坊令、若為選叙。答、同内分番叙内位積同之」とあり、坊令の字句が確認できることから『大宝令』に坊令の規定があった。
- (28) 館野和己「古代都城の成立過程―京の国からの分立―」(館野和己編『古代都城のかたち』同成社、二〇〇九年)一七―八頁。
- (29) また、大宝元年以後も藤原京の坊名は「輕坊」(『飛鳥藤原京木簡』二―二三〇三号)、「小治町」(『平城京木簡』二―一九二六号)などの固有名詞のものであったと考えられていた。しかし、近年出土した木簡に「四坊」(『飛鳥藤原京木簡』二―三四六九号)と藤原京内の条坊呼称を記していたものが見つかったことから(市大樹「藤原京宮の構造・展開と木簡」(『飛鳥藤原京木簡の研究』塙書房、二〇一〇年)二三―三五頁)、少なくとも大宝令制定以降は坊には数詞も併用されていた。
- (30) 『日本書紀』持統八年(六九四)十二月乙卯条「遷居藤原宮」。
- (31) 同、持統五年十二月乙巳条「詔曰、賜右大臣宅地四町・直廣貳以上二町・大參以下一町。勤以下至無位、隨其戸口、其上戸一町・中戸半町・下戸四分之一。王等亦准此」。
- (32) 前掲、市川理恵「京職の末端支配とその変遷―「都市民」の成立を中心に―」八三頁。
- (33) 平安京では各条の条門小路が朱雀大路に通じる場所のみ坊垣と門があったが、唐のように坊を四方に囲む牆と門はなかった。また、藤原京の段階では、朱雀大路沿いの坊垣と坊門があった明確な根拠はない。
- (34) 前掲、岸俊男「日本における「京」の成立」四四四頁。
- (35) 仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、一九三三年)二二六頁。

The Formation of Borei

FURUUCHI Eriko

abstract

This paper aims to clarify the realities of Borei in the Nara period, which have not been made clear until now. Borei was an official of Kyoshiki, who managed the administration and public peace in the area, that is, Yonbo(Jyo). Kyoshiki forced Zonin as called Borei to manage the inside of Kyo at every area and sometimes to procure the goods within the area. The period about the formation of Borei who has these executives could go back in the late of the Temmu era. Moreover, 'Kyo' was different from 'Kuni' because the head persons who lived in the land could not intervene and not Gojjuko but Bo was built on as the elementary administrative unit. Therefore, it became necessary to arrange the officials of Kyoshiki who managed and controlled Bo at every plural. As a result, the government post of Borei peculiar to Japan was created to succeed the authorities of Bosei and Risei in the Tang and to manage the Yonbo.

Keywords: Borei, Kyoshiki, Kyo, Ukyokeicho, Ritsuryo